

17 恩師危うし

私の選挙にかかわる刑事事件は2つでした。

ひとつは、松浦議員秘書Aが、私の委任状なしに私の名義で「民主党政党交付金受け入れ口座」を勝手に開設して隠していた「有印私文書偽造・同行使、詐欺」容疑事件（第13話）。

もうひとつは、領収書を偽造してポスター張りの労務費を横領した「公選法違反（虚偽記載）」容疑事件（第16話）。

その2つの事件は、2014年2月6日、秋田地方検察庁に書類送検されました。それまで私は、横手警察署で、横手駅前交番で、上諏訪警察署で、横手市の友人宅で、さらには電話でのやりとりまで含めると、10回以上も横手警察署の警部補から事情聴取されました。

秋田地方検察庁に呼ばれて

ある日、警部補は「E先生が、三井さんから選挙の出納責任者を頼まれた、と言っている」と私に告げました。

これは青天の霹靂。恩師E先生に直接会ってお願いしたのは「後援会の会計」。選挙運動の出納責任者という要職をお願いした覚えは全くありませんので、警部補にもそう答えました。

とはいえ、恩師自身が警察に「出納責任者を頼まれた」と語ったのが本当であれば、「後援会の会計」を「選挙の出納責任者」と誤解して承諾されたのかもしれない、と付け加えました。

前述しましたが、「公選法違反（虚偽記載）」事件に関連する3人、「有印私文書偽造・同行使、詐欺」事件に関わった1人の計4人は、2014年2月6日、書類送検されました。その後すぐの同月12日、私は秋田地検の検事に呼ばれました。検事は私にこう言いました。

「立法府の議員に立候補しようとした人間が、選挙の出納責任者についての認識がないのは理解できない」

「出納責任者は連座制の対象となる重要人物であり、知らないということはお

よそあり得ないはず、突然の出馬で全て任せてといわれていたとしても、およそ理解できません」

「Eさんは、『三井さんから選挙の出納責任者を依頼されたので引き受けた』と、『出納責任者』と警察にもはっきり言っています」

恥ずかしながら、私は出納責任者の重要性について全く無知だったので、「知りませんでした」というと、「では、誰が出納責任者になると思っていたか」。これには、「私に立候補を懇願して、選挙の総括責任者となった民主党の松浦大悟参議院議員かその事務所の職員の方々だと思っていました」と答えました。

これを機に、公職選挙法を調べると、「選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない」と書いています。つまり秘書Aが会計事務で行った行為の全責任は、出納責任者が負わなければならないのです。会計帳簿を備え、収支を管理し、収支報告書を作成し、選管にそれを提出するのも、出納責任者の責任のもとで行われるのです。これは、きわめて重要なポストです。

「候補者三井が出納責任者を選任した」

それに先立つ2014年1月17日、私が提訴した民事訴訟の「訴状」に対する被告側の「答弁書」の中で、松浦被告らは、E先生を選挙の出納責任者を選任したのは私であるかのように主張しました。

「11月18日、公職選挙法で義務づけられている出納責任者を選任せず放置して、後援会の会計責任者の差し換えを議論し、E氏に選挙の出納責任者でなく、後援会の会計責任者の依頼を行うことなどあり得ないのである。原告が公職選挙法180条に従って自らが選任しなければならない選挙の出納責任者に誰を任命しようとしたのか問う次第である」

当時、公職選挙法に定められた出納責任者を選任することについて、松浦事務所からも選対からも話は全くありませんでした。出納責任者を候補者自身で探さなければならないという認識もありませんでした。選管に提出するもろもろの書類を見せられたこともありませんでした。

一方、私は、政策を訴えて賛同者を増やしていくことこそ政治家に最も大切な活動であり、衆院選後もずっと引き続いて行う、その政治活動の拠点は後援会だと考えて、後援会を重要視していました。

突然の立候補で、後援会の名称・役員・規約をどうしようかと悩みました。秋田に知り合いの少なかった私は、後援会役員を探していることを松浦事務所

にメールや口頭で随時伝えました。代表ポストには寺田 Y 子さんの知人弁護士を紹介していただきました。会計役は、幼なじみのGさんをお願いして承諾をいただいたのですが、「もっと重い方がいい」と知人たちから忠告されたこともあり、再び探し始めました。

そんな私を、小原正晃県議が車でE先生宅に連れて行ってくれました。そこで私は、恩師に「後援会の会計」をお願いして快諾をいただいたのです。私には「無知の罪」があるでしょう。でも、私が無知であろうがなかろうが、私はE先生に選挙の出納責任者をお願いした覚えは全くありません。

一方、被告の松浦議員側は、「三井がE先生に頼んだのは選挙の出納責任者に決まっているのではないか」といい、検事も松浦氏側の主張を支持、という構図になりました。

ポスター張りの労賃の横領は、実行した人たちの自供があるので、これは事実でしょう。とすると、領収書は私文書偽造・虚偽記載となり、そのデタラメの金額が選挙運動費用収支報告書に記載されて選管に提出されたので、これは「収支報告書への虚偽記載」という公職選挙法違反の重い罪を問われることとなります。収支報告書の記載に全責任を負うのは出納責任者。そして、出納責任者を任命した責任は私にある——とは、思いもよらない展開でした。

「怪しい25枚の領収書」(第16話)は、警察と検察の捜査の手を経たら、火の粉となって私の頭上に降ってきたのです。

恩師と私が冤罪の犠牲者に

E先生に後援会会計をお願いしたことによって、先生も私も冤罪の犠牲者になる可能性が出てきました。得も言えぬ恐怖に襲われました。恩師と私が獄窓につながれる、そんな夢を見ました。

こうなったら、E先生自身がどう認識しておられたかを、まず直接お目にかかって確かめるのが、暗雲を取り払うための第一歩と考えました。

2014年3月5日、午前11時ごろ、私は近江直人弁護士同伴のもとで、横手市内のE先生の自宅を訪ねました。

この日のE先生との会話を、ほぼそのまま記します。これは秋田地検の検事に提出した私の「陳述書」からの抜粋で、「近江」とは私の裁判を支えてくださった近江直人弁護士です。

E「4回も警察に呼ばれた。なんども同じことを聞かれた。私は何回聞かれても同じことしか言ってない。正直たいへん迷惑をした。あのとき、三井さんと小原さんがここに来て、お願いされて、何もそれが重い責任のあるも

のだと認識してなかったし、そういう頼まれ方でもなかったのだから、軽く引き受けた。ただ、警察から収支報告書を見せられて、そこに名前がありハンコも押してあった。自分は、そういうつもりで引き受けたのではないものの、責任はあるだろうとは思った。しかし、後で、警察から、私は書類送検はされないと聞いた」

近江「実は、選管に提出されている書類ではE先生は選挙の出納責任者としてお願いされたことになっているのですが、実際にはどのように認識していたのでしょうか」

E「迷惑をかけません、ということも言われたし、軽い気持ちで承諾した。なにかこういう重いものだとは思ってなかった」

三井「私は、小原県議と、後援会の会計をお願いにあがった。絶対迷惑をかけません、とは確かに申し上げましたが、後援会会計なので、軽くお願いした」

E「警察で、法律何条とか言って読みあげられて、出納責任者なるものになっていると言われて、大変なものを引き受けたものだ、と思った。自分は、そういう重いものを引き受けたとはまったく思ってなかった」

三井「私の後で、誰かが来て、再度何かお願いしたということはあるのですか」

E「その後、誰も来ていないし、私が選挙事務所に出向いたこともない。あれっきりだ」

近江「ここにEという名前があり、ハンコも押されています」(収支報告書のコピーを見せる)

E「この三文判と、私のハンコは違う。私は見てもいないし、押してもない」

「警察から聴かれた後になって、小原さんが来て、『ご迷惑をかけて申し訳ない』と謝りに来たことが1回あった」

「誰かが、私をこの出納責任者にしたてあげたのだと思う。小原さんではないか。彼は選挙のトップにいて選挙を支配していたはずだから。松浦とい

う人は知らない」

「だいぶ前の話だが、寺田創が衆議院議員に出て落選したことがある。その時、まったく知らなかったのに出納責任者というものにされていたことがあり、後で知ってびっくりしたことがある」

「今話していることは、警察で聞かれて話したと全く同じことを話している」

三井「私がお願いしたのは後援会の会計で、それに対してE先生が引き受けてくださった、という事実がわかってほっとしている。それが確かめられて本当によかった」

	項目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	7.43 円	35,000 枚	260,050 円
	ビラの作成	6.51 円	70,000 枚	455,700 円
	ポスターの作成	1 円	585,550 枚	585,550 円
	選挙事務所の立札及び看板の額の作成	52,500 円	3 枚	157,500 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の額の作成	50,500 円	4 枚	202,000 円
	個人演説会の立札及び看板の額の作成	38,000 円	5 枚	190,000 円
	計			1,850,800 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。
平成24年12月31日

出納責任者 住所 秋田市横手市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

備考
1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
2 収入の部中「雑別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の額の作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
4 支出の部中「区分」の項には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
6 選挙届書の報告書に添付する「収入の部」「支出の部」ともに前掲報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

14/14

▲2014年3月5日、弁護士が恩師に見せた「選挙運動費用収支報告書」の出納責任者の頁。恩師の住所氏名がタイプされて三文判が押されている

「この三文判は違う、見てもない、押してもない」

結論からいうと、E先生は、『選挙の出納責任者』と三井から頼まれて引き受けたのではない」とおっしゃいました。会話の重要な点は、E先生が、「(出

納責任者の) 依頼には誰も来ていない」、と述べていること、選挙運動費用収支報告書の出納責任者欄を見て「この三文判は違う、私は見てもないし、押してもない」と、はっきり述べていることです。

E先生は、警察に4回も呼ばれて初めて、自分が「出納責任者」に選任されたことになっていること、それが重大な責任を負う仕事であること、を知らされた。そんなつもりではなかったことを説明したが、名前が自分になっている以上責任を取らなければならないと思いついた。それで、自分がどんな責任を取られるのかを心配しておられた。後に、警察から「送検しない」と聞かされ、胸をなでおろした。

E先生は、警察から問われなければ、自分の名が「出納責任者」として選管に提出されていたことを知ることもありませんでした。

私はといえば、2013年1月21日、長野の自宅から秋田選管分室に向かい、自分の「選挙運動費用収支報告書」を閲覧して、E先生が出納責任者となっていることを初めて知りました。

本連載の第9話を思い出してください。2013年1月6日、松浦大悟議員宛配達証明付手紙とメールで、「Kさん(秘書A)が『2012年12月28日に提出する』と語った『選挙収支報告書』は、もう提出済みでしょう。当然ながら私も当事者として、内容に目を通す責任があります。同報告書のコピーを、早急に私に郵送していただきたくお願いします」と、開示を迫っています。しかし、松浦議員や秘書たちは応じませんでした。仕方なく、自ら選管に赴いて、自らの選挙の収支報告書を初めて見る事ができたのです。

出納責任者は政党が選んで出せる

選挙運動費用収支報告書上には奇妙な事がいくつかありました。

疑問を解こうと、2013年春から夏にかけての頃、「出納責任者選任届(候補者用)」のコピーを秋田県選管から入手しました。立候補する者を推薦(公認)する政党が選管に提出するいくつかの書類のなかのひとつです。

選管によると、2012年11月29日の県選管での立候補届出書類事前審査のときに、松浦議員秘書Cが私の名前とハンコで出しました。

さて、ここで次頁の出納責任者選任届をご覧ください。出納責任者選任届には、候補者用と政党用の2種類があります。

選挙区に移住してきたばかりの私に選ばせる必要なんか全くない。民主党が党として選んだ名前を記入した届出用紙を出せばいいだけのことです。松浦被告側や検察の検事から、「候補者が選任しなければならないのだ、公職選挙法1

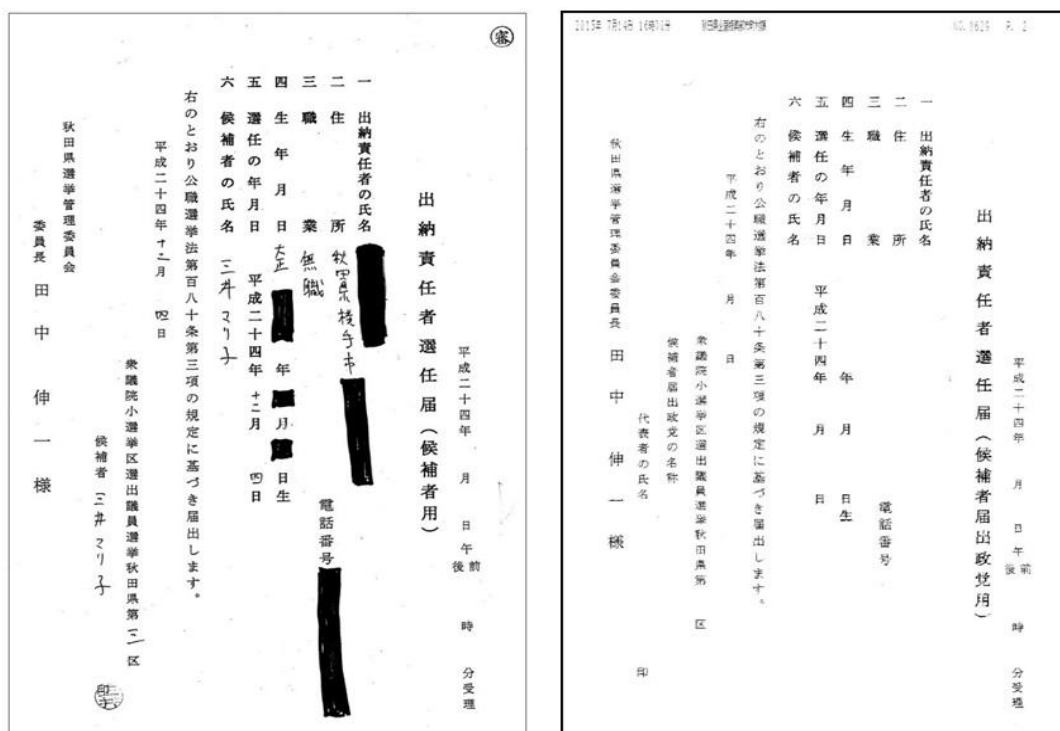
80条にうたわれている」、などと言われておじけづいてしまったのですが、180条を読むと、「ただし書き」があって、そこには候補者を推薦する政党でも選任できることが明記されているのです。

松浦事務所が出した「出納責任者選任届（候補者用）」には、E先生の氏名のほかに、住所、職業、電話番号、生年月日まで書いてありました。もしも私が先生宅に「出納責任者」を依頼に行ったとするなら、用紙を持参して住所、電話番号、生年月日など必須事項を尋ねたでしょう。しかし、小原県議の車で先生宅を訪ねた時には、私はその用紙を持参していません。それに「選管に収支報告書を提出する際、印鑑が必要となりますので、その節はまたお伺いいたします」と言ったでしょう。もちろん先生にそのように告げた事実もありません。

では、なぜ松浦事務所はE先生を公職選挙法に定められている出納責任者にしたのか、なぜ政党用の用紙を使わなかったのかは、私にはわかりません。

秘書たちは、私に代わって私の名前とハンコを駆使してたくさんの書類を作って選管に提出していましたので、おそらく、出納責任者選任届も、その延長で簡便な道をとったのではないかと想像できます。

そして選挙が終わり、松浦議員秘書Aは「選挙運動費用収支報告書」を作成して、選管に提出した時にも、その最終頁に、出納責任者としてE先生の住所氏名をタイプし、先生が承認していない三文判を押しました。



▲松浦議員秘書が選管に出した候補者用の出納責任者選任届（左）。政党用（右）

選挙の収支報告書を見せなかった理由

いろいろ学習したいま、松浦議員が「選挙運動費用収支報告書」を私に見せなくなかった最大の理由がわかったような気がします。

思えば、銀行の、私の個人口座と後援会口座は、松浦議員秘書Aが私になりすまして開設した。政党交付金受入口口座は私に無断で委任状なしで開き、私に内緒にした。秘書Aと銀行は警察に「委任状はあった」と偽証した。第3区総支部の会計責任者に、私の幼なじみGの名前を本人の了承なしに使った（第12話「友人の怒り」参照）。そして、ポスター張り労務費の領収書をパソコンで打った民主党県連幹部で私の選対副本部長でもある人物は、架空の署名捺印で労務費を横領しました。

その横領容疑者の罪名が「公職選挙法違反（虚偽記載）」から「有印私文書偽造・同行使罪違反」に切り替えられたのはなぜだろう……こう、前回、私は書きました。

その解答ですが、「E先生に冤罪の累が及ばないように検察が高度の配慮をした結果」というのが私の見解です。